

ものづくり企業の

展示会出展に補助金を交付します！

製造業事業者展示会出展事業補助金のご案内

補助率 2/3
最大15万円

◆ 目的

本事業は、米沢市内で製造業を営む事業者が販路拡大のために実施する展示会出展等に対し支援を行うことにより、市内中小企業者の経営基盤の強化を図り、本市ものづくり産業の振興に寄与することを目的とします。

◆ 補助対象者（以下の要件をすべて満たす事業者）

- ①米沢市に事業所を有し、現に製造業を営む中小企業者及び小規模企業者
- ②法人市民税、固定資産税及び都市計画税等、市税の滞納がない事業者
- ③同一年度内に本補助金の交付を受けたことのない事業者

◆ 補助対象事業

令和6年度中に開催される、自社の製品・技術・サービス等の販路拡大のために事業者向けに行う展示会（リアルまたはオンライン形式）とし、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①事業者との商談を開催趣旨とする展示会であること
- ②特定の顧客のみを来場対象とする展示会でないこと（主催者の取引先限定等）
- ③貴社が主催または運営に携わる展示会でないこと
- ④販売や契約行為を可能とする展示会でないこと
- ⑤貴社の名義で申込や支払がなされ、自らで展示・商談を行うこと

◆ 補助金の額

補助対象経費の3分の2の額、または15万円のいずれか低い額（千円未満切捨）

◆ 対象となる経費

- ・展示会出展料 ・ブース装飾費 ・什器、備品使用料 ・電気工事費（使用料含む）
- ・展示品製作費（製品サンプル、チラシ、パネル、ポスター等） ・展示品輸送費

◆ 対象とならない経費

- ・上記の対象経費のうち、年度を越えて支出される経費
- ・間接経費（手数料、交通費、宿泊費、飲食費、雑費等）
- ・人件費（イベントコンパニオン、通訳、営業代行等）
- ・自社小間以外のスペースに係る経費 ・他社のPRに要する経費
- ・併催イベント参加費（セミナー、懇親会等） ・租税公課 ・社会通念上不適切なもの

◆ 申請・交付の流れ

出展10日前まで…申請書類の提出



（交付申請書、収支予算書、展示会関係資料、見積書、納税証明書）

展示会出展



出展後30日以内…実績報告書類の提出（実績報告書、収支決算書、領収書等）



補助金の交付

※各種様式は協議会HPからダウンロードできます（<http://yonemono.jp>）



★お申込みは先着順となります。また、予算額に達した場合は受付を終了します。

お問合せ：米沢ものづくり振興協議会事務局（米沢市産業部商工課内）

〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号

TEL 0238-22-5111 [内線4103] Mail kougyo-t@city.yonezawa.yamagata.jp